平成２１年（フ）第３７３２号
名古屋市西区幅下１丁目２番４号　サンコート城南３Ｂ号
破産者　志水　　亙
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６６９号
神戸市灘区新在家南町１丁目１番４―215号
破産者　大岸　一光
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５８６号
大阪府高槻市城西町５番27号、開始決定時の住所兵庫県西宮市二見町８番19―501号
破産者　白石　敏子
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４２号
静岡県裾野市公文名723番地の１　イーストリバーハイツ101、破産手続開始時の住所静岡県御殿場市新橋600番地の２
破産者　間　　裕子
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２２８号
大津市清和町19番地20、開始決定時の住所大津市大物472番地の１
破産者　木村　美治
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７３５号
熊本市新生１丁目３番10号　ベルデュールⅠ203号
破産者　大窪　政義
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１５９号
山口県宇部市亀浦３丁目４番45号
破産者　久保田貞子
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第６８３号
熊本県合志市御代志1873番地33
破産者　髙田　城三
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６６号
熊本県人吉市下青井町94番地８
破産者　山口　梅子（旧姓西）
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２０年（フ）第５５号
熊本県玉名市岱明町下前原231番地35
破産者　本田　雄二
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第２２号
兵庫県丹波市市島町与戸2625番地
破産者　石田絵理子
1　破産債権の届出期間　平成22年９月17日まで
2　一般調査期日　平成22年11月19日午前11時
平成22年８月20日
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２０年（フ）第３２７２号
大阪府富田林市別井１丁目10番23号、旧住居表示大阪府富田林市大字別井193番地６
破産者　東　　保彦
1　破産債権の届出期間　平成22年９月21日まで
2　一般調査期日　平成22年10月14日午後４時
平成22年８月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３７４号
大阪府東大阪市五条町７―12ガーデンハウス枚岡103号、開始決定時の住所大阪府東大阪市岩田町５丁目19番28号
破産者　押谷製作所こと　押谷　利彦
1　破産債権の届出期間　平成22年９月21日まで
2　一般調査期日　平成22年10月28日午後４時
平成22年８月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２７６号
札幌市南区川沿１条２丁目13番18―301号、開始決定における住所札幌市豊平区豊平３条７丁目３番15―1001号
破産者　瀧口　正成
1　破産債権の届出期間　平成22年９月29日まで
2　一般調査期日　平成22年11月17日午後２時30分
平成22年８月20日
札幌地方裁判所民事第４部

破産管財人変更

平成２１年（フ）第２９号
岩手県奥州市水沢区字立町24番地
破産者　吉田　賢吾
破産管財人　安部　洋平が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　神木　　篤
平成22年８月19日　盛岡地方裁判所水沢支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成１８年（フ）第１５８号
佐賀市駅前中央２丁目２番28号―101
破産者　株式会社プロス
異議申述期間　平成22年10月20日まで
平成22年８月19日　　佐賀地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７５号
山口県下松市桜町３丁目16番11号
破産者　有限会社イマイ不動産
異議申述期間　平成22年９月27日まで
平成22年８月23日　山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第４６号
熊本県人吉市中林町1584番地　蔀住宅１階１号室
破産者　大塚　　徹
異議申述期間　平成22年10月14日まで
平成22年８月23日　熊本地方裁判所人吉支部

平成２０年（フ）第３２１１号
福岡県糸島市志摩桜井1681番地３、破産手続開始決定時の住所福岡県糸島郡志摩町大字桜井1681番地の３
破産者　原　　義一
異議申述期間　平成22年10月18日まで
平成22年８月18日
福岡地方裁判所第４民事部